# リースを活用した省エネルギー設備の普及促進

リース総合研究所

### く提言要旨>

- 〇わが国は、温室効果ガスの排出量を 1990 年対比で 2020 年 25%削減、2050 年 80%削減という極めて高い目標値を掲げようとしている。この目標を達成するためには、温室効果ガスの排出量が少ない省エネルギー設備に転換する必要がある。
- 〇省エネルギー設備はリースによる導入が効果的であり、企業がリースを活用して自律的に省エネルギー設備を導入することが期待される。
- 〇しかしながら、国・地方公共団体において設備の取得を念頭にした各種優遇制度が講じられ、設備 導入者の投資行動が歪められている。リースと取得のイコール・フィッティングの観点から現行制 度の見直しが行われるべきである。
- 〇さらには、企業の省エネルギー設備投資を支援するためにリースを活用した新たな支援制度の創設 を強く期待する。

### 1. 地球温暖化問題

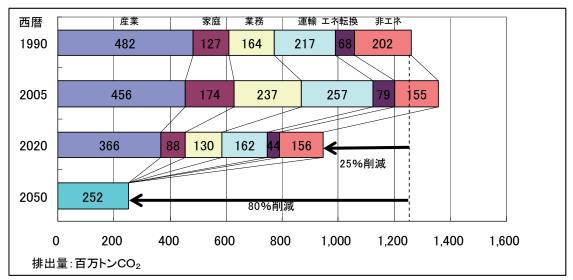
地球温暖化問題とは、「人間活動が大気中の温室効果ガスの濃度を著しく増加させてきていること、その増加が自然の温室効果を増大させていること並びにこのことが、地表及び地球の大気を全体として追加的に温暖化することとなり、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれがあること」1とされている。

地球温暖化のわが国への影響については、政府の報告書<sup>2</sup>によれば、わが国の平均気温は 1898年以降の 100年間で 1.1度上昇し、21世紀末(2090年~2099年)には 2.1度~4度上昇(20世紀末対比)するとされている。

このような温暖化の影響を抑制するためには、 人為的な温室効果ガス<sup>3</sup>の発生を削減し、温室効 果ガスの濃度を安定化させる必要がある。温室効果ガス削減の世界的な枠組みとしては、1997年には「京都議定書」が作成され、先進国における温室効果ガス削減の数値目標(先進国全体で1990年対比5%削減、わが国は6%削減)と目標期間(2008年~2012年)が合意されている。

現在、ポスト京都議定書の議論が行われているが、わが国は温室効果ガスの排出量を1990年対比で2020年に25%削減、2050年に80%削減という高い目標を掲げようとしている4(図1参照)。

このような高い目標を実現するためには、国 民各層の協力が必要不可欠であるが、産業界に おいては既存の設備を温室効果ガスの排出量が 少ない省エネルギー設備に転換する必要がある。



### 図1 2020年、2050年における部門別温室効果ガス排出量

- ※1 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップにより作成した。
- ※2 2050年の部門別内訳は記載していない。

## 2. 省エネルギー設備導入とリースメリット

ユーザーは、リースについて「事務省力化」、「コスト把握容易」、「初期費用不要」、「陳腐化対応」といった点を評価している(図2参照)。 これらのメリットのうち、省エネルギー設備の導入促進の観点から注目すべきメリットは、 ①「コスト把握容易」、②「初期費用不要」、③

リ「コスト把握谷易」、②「初期貧用不安」、③ 「陳腐化対応」の3点と考えられる。

### ① コスト把握容易

ユーザーはリース料を均等かつ定額に支払うため、リース物件の使用コストの把握が容易となる。例えば、省エネルギー設備の効果を検証する場合に、設備リース料(設備投資コスト)とエネルギー使用料金を対比することにより、容易に省エネルギー設備の導入効果を把握することができる。

### ② 初期費用不要

リースで設備を導入する場合には、多額の初期費用が不要となる。数多くの省エネルギー関連設備を短期間に入れ替えを行うような場合、あるいは、高額な省エネルギー設備を導入しようとする場合に、リースを活用することにより、ユーザーは多額の現金の支出が不要となる。

### ③ 陳腐化対応

リースで設備を導入した場合には、設備の耐用年数より短い期間で費用化することができる。これにより、省エネルギー設備のように技術革新が進む設備を早期に費用化することができる。さらには、リース期間を計画的に設定することにより、設備類の入れ替えを計画的に行うことができる。

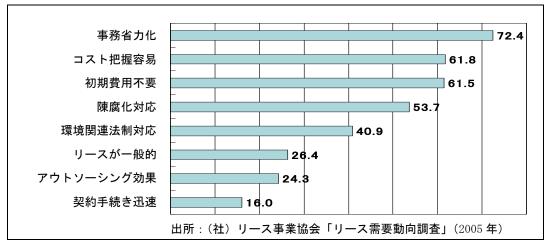


図2 ユーザーから見たリースのメリット

#### 3. 政策提言

省エネルギー設備は、上記2.を踏まえると リースによる導入が効果的であり、企業がリー スを活用して省エネルギー設備を自律的に導入 することが期待される。

しかしながら、国・地方公共団体において設備の取得を念頭にした各種優遇制度(税制、補助金制度)が講じられ、設備導入者の投資行動が歪められていると考えられる。リースと取得のイコール・フィッティングの観点から現行制度の見直し、すなわちリースが活用できる制度への改正が行われるべきである。

さらには、企業の省エネルギー設備投資を支援するためにリースを活用した新たな支援制度の創設を強く期待する。

現在、政府は「新成長戦略」(2010年6月18日 閣議決定)を策定し、7つの戦略分野を掲げ、経済・財政・社会保障の建て直しを目指している。環境分野に関しては、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」を掲げ、2020年までの目標として50兆円超の環境関連新規市場を創出するとし、リースによる低

炭素設備の導入促進の枠組みを作成することと している。このような政策は、リースを活用し た企業の省エネルギー投資を支援する政策とし て高く評価することができる。

当研究所においては、引き続き、省エネルギー設備等のリースによる普及促進の具体的方策、3R推進、排出権取引とリースの活用等について調査研究を行い、政策提言を行うこととする。

以上

<sup>1</sup> 気候変動に関する国際連合枠組条約 (1994年) 前文 より

<sup>2</sup> 文部科学省・気象庁・環境省「日本の気候変動とその影響」(2009年10月9日)

<sup>3</sup> 二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等とされている。排出量が最も多いのは二酸化 炭素である。

<sup>4 「</sup>地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ (環境 大臣試案)」(2010 年 3 月 31 日)